



離婚


に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	
住所 戸籍 住所が変わる方 前配偶者と同居中で、生計を別に行っている方 姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方 姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方 離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合 お子さんの戸籍についての相談	・住所変更（転入・転出・転居）	▲ 転入・転出・転居のチェックシートも確認してください		1階 3 戸籍住民課		
	・世帯分離届					
	・氏名変更 ・カードの券面更新 ・署名用電子証明書の再発行	・マイナンバーカード * 暗証番号を入力していただきます				
	▲ 自動的に登録廃止になります ▲ 再登録する場合は、窓口でご相談ください。					
	・離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の 2 の届）	▲ 受付窓口でご相談ください				
	・入籍届、養子離縁届等	▲ 受付窓口でご相談ください				
保険 年金 国民健康保険に加入中で、姓等、資格確認書*の記載に変更がある方 → 姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方 姓が変わる方で、75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 前配偶者の勤務先の健康保険・厚生年金の扶養から外れた方	・新しい資格確認書*の交付	・変更前の資格確認書*		1階 4 保険年金課		
	・各種認定証の変更	・変更前の限度額適用認定証 ・変更前の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・変更前の特定疾病療養受療証等				
	・新しい資格確認書*の交付					
	・国民健康保険の加入 ・新しい資格確認書*の交付 ▲ 資格喪失日より 14 日以内 ・国民年金の種別変更（20 歳以上 60 歳未満） ▲ 資格喪失日より 14 日以内	・前配偶者の勤務先の健康保険 / 厚生年金の資格喪失証明書 お持ちの方 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書				
子ども 児童手当を受給している方（0 歳～18 歳の年度末まで） → 受給者が変わる方 → 受給者が変わらない方 こども医療証をお持ちの方（0 歳～18 歳の年度末まで） → 保護者がかわる方 → こどもの健康保険の保険情報が変わる方 児童コミュニティクラブの利用を希望する方、または利用中の方 保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設に入所を希望する方 保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設に入所しているお子さんがいる方 ひとり親家庭等の相談 小学生・中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方 小学生・中学生のお子さんがいて、伊勢原市立の小・中学校に通っている方 特別児童扶養手当を受給している方 心身障がい者医療証をお持ちの方	・児童手当の受給者変更 ▲ 新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください ・児童手当の消滅	・請求者名義の口座のわかる書類（通帳またはキャッシュカード） ▲ 必要なものがそろっていないくても窓口へお立ち寄りください		分庁舎（こどもみらいプラザ） 1階 1 こどもみらい課		
	・保護者減					
	・こども医療証の変更・喪失	・こども医療証 ・こどもの健康保険の保険情報が分かる書類				
	・保護者変更					
	・健康保険の保険情報変更	・こどもの健康保険の保険情報が分かる書類				
	・児童コミュニティクラブ入所申請（住所・氏名の変更等）				分庁舎（こどもみらいプラザ） 1階 3 保育・幼稚園課	
	・保育所等の入所相談	▲ 受付窓口でご相談ください				
	・住所・氏名変更等					
	・児童扶養手当の認定請求	▲ 受付窓口でご相談ください			分庁舎（こどもみらいプラザ） 1階 1 こどもみらい課	
	・ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	▲ 受付窓口でご相談ください				
	・就学援助の相談・申請	▲ 受付窓口でご相談ください ▲ 学校から申請書を受け取り必要事項に記入のうえ当該学校へ提出してください			5階 3 学校教育課 及び通っている学校	
	・保護者の確認	▲ 受付窓口でご相談ください			5階 3 学校教育課 及び通っている学校	
	・特別児童扶養手当の受給者変更等	▲ 受付窓口でご相談ください			分庁舎（こどもみらいプラザ） 1階 1 こどもみらい課	
	・心身障がい者医療証の変更	・心身障がい者医療証 ・健康保険の資格情報がわかるもの			1階 6 障がい福祉課	

*資格確認書はマイナ保険証をお持ちで無い方が対象

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
介護保険 姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護(要支援)認定を受けている方)	・介護保険証の氏名変更 (後日郵送)	・介護保険証		1階5 長寿介護課	
障がい 姓が変わる方で障害者手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方	・各種手帳等の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等		1階6 障がい福祉課	
心身障がい者医療証をお持ちの方	・心身障がい者医療証の変更	・心身障がい者医療証 ・健康保険の資格情報がわかるもの			
税・料金 上下水道の使用者名義が変わる方	・使用名義変更	💡インターネットで手続きできます		神奈川県 水道部経営課 0570-005959	
税・料等の口座を変更する方	・口座振替の変更及び廃止	💡口座を登録した金融機関窓口にて口座振替依頼書を提出してください。		1階11 収納課	

 **伊勢原市役所**
〒259-1188
伊勢原市田中348番地

 **市役所代表電話**
0463-94-4711

 お電話を担当へ
おつなぎします

窓口受付時間 午前 9時00分 ~ 午後 4時30分

第2・4土曜日 午前9時00分~正午(戸籍住民課・保険年金課(国保係・年金係)・収納課・こどもみらい課のみ開庁)

伊勢原駅の駅窓口センターでは、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明および税証明等の各種証明書を発行しています。
火・木曜日、年末年始を除き、土・日曜日、祝日もご利用でき、平日も午後8時まで開所しています。 ※税証明は平日 午前9時30分~午後5時まで

マイナンバーカードをお持ちの方は全国のコンビニで各種証明書を取得できます。

伊勢原市ホームページ <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

手続きチェックシート

離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人(成年2人)の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、親権者を父母双方とするか、その一方とするかを定めてください。
- 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。裁判所が交付する審判書等もお持ちください。
- 離婚後も婚姻中の氏を名乗りたいときは、離婚届のほかに「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。

関連する手続きは 内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。
(いずれも有効期限内のものに限ります。)

1点で
本人確認
できるもの

官公署が発行した顔写真付きのもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
- ② 手続きの対象となる方との関係や委任状等により手続きができるかどうか、確認をいたします。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。